

特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保・育成コース)

デジタル・グリーン分野及びこれに関連する分野（以下、成長分野等）の業務に従事させる事業主が、就職困難者を継続して雇用する労働者として雇い入れ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額の助成金を支給します。

対象となる事業主

1. 下記①～④のすべてに該当する事業主です。
 - ① 上記対象労働者種別に対応する特定求職者雇用開発助成金の他のコースの支給要件をすべて満たすこと。
→詳細は各コースのページをご確認ください。
 - ② 対象労働者を、次のいずれかの成長分野等の業務に従事させる事業主であること。
 - ・デジタル化、DX化関係業務 ・グリーン化、カーボンニュートラル化関係業務
 - ③ 対象労働者に対して、雇用管理改善または職業能力開発に関する取り組みを行うこと。
 - ④ ②と③についての計画書と報告書を提出すること。

「成長分野の業務に従事させる事業主」の判断基準

「成長分野等の業務に従事させる事業主」に該当するかどうかは、対象労働者に従事させる業務の内容で判断します。

デジタル、DX化やグリーン、カーボンニュートラル化に資する業務（以下、成長分野等の業務）に従事させる場合が対象です。該当・非該当の考え方は以下のとおりです。

該当する	<ul style="list-style-type: none"> ■「成長を新しく生み出す」 デジタル等の製品や技術を新たに生み出すために直接必要な業務 例：デジタル等の製品・技術の開発 製造等（ウェブ制作・ウェブデザインなどを含む）や これと一連の業務（実験、テストなど） ■「成長に直接寄与する」 デジタル等の製品や技術を新たに生み出すものではないが、デジタル化等の拡大に資するものと評価できる業務 例：デジタル等の製品や技術のインフラ整備 メンテナンス、営業・販売等の業務
該当しない	<ul style="list-style-type: none"> ■デジタル等の製品や技術を使用するが、主な業務内容が成長分野と関連性が低い等 →デジタル化等の拡大につながらないため該当しない 例：デジタル製品を使用した事務業務 デジタル製品や技術を扱う会社の警備・清掃業務 電気自動車を利用した配送業務等

■該当する代表的な業務例

デジタル化 DX化	ソフトウェア・アプリの設計開発業務 ネットワークの設定・デジタル機器の運用保守業務 自社デジタル製品の営業販売業務 自社業務のDX化業務 など
グリーン化 カーボンニュートラル化	次世代太陽光電池の技術開発業務 バイオマス素材製品の製造業務 ZEHの建設業務 電気自動車の販売業務 など

具体的な判断例

- 社内DXによって変革された経理システムを使用するだけの事務職員の業務
→単にDX化されたシステムを使用しているのみであり、行っている業務をデジタル化、DX化していなければ、該当しない。
- ソフトウェア開発業務を行うが事務作業も行うような場合
→対象労働者の主な業務内容がデジタル化等に資するものといえる場合は該当する。

※厚生労働省ウェブサイトにて該当/非該当の参考事例集を掲載しています。

※少しでも成長分野等の業務を行えばよい、少しでも要素が入っていればよいというものではなく、対象労働者が従事する業務の主たる部分が成長分野等の業務に該当するといえる必要があります。

対象労働者及び支給額

1. 対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

- ・（ ）内は、中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。
- ・短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

【短時間労働者以外】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等 就職氷河期世代不安定雇用者 生活保護受給者等 等	90(75) 万円	1年	45万円×2期 (37.5万円×2期)
65歳以上の高年齢者	105(90) 万円	1年	52.5万円×2期 (45万円×2期)
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	180(75) 万円	2年(1年)	45万円×4期 (37.5万円×2期)
重度障害者等（重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者）	360(150) 万円	3年 (1年6か月)	60万円×6期 (50万円×3期)

【短時間労働者】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等 生活保護受給者等	60(45) 万円	1年	30万円×2期 (22.5万円×2期)
65歳以上の高年齢者	75(60) 万円	1年	37.5万円×2期 (30万円×2期)
障害者 発達障害者、難治性疾患患者	120(45) 万円	2年 (1年)	30万円×4期 (22.5万円×2期)

支給申請の手続き

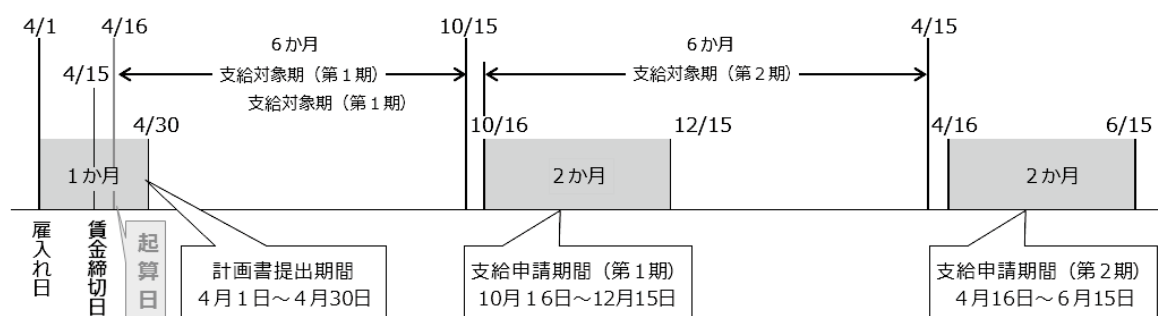
- 計画書は、**雇入れ日**（対象労働者がトライアル雇用労働者の場合は継続雇用に移行した日）から「**1か月以内**」に、紹介を行ったハローワークまたはそのハローワークを管轄する労働局に提出してください。
- 助成金は、支給対象期[※]ごとに、2～6回に分けて支給します。
- 支給申請は、支給対象期ごとに**事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワーク**に行きます。
- 支給申請期間は、各支給対象期の末日の翌日から「**2か月以内**」です。
- 支給申請をする際は、報告書などを提出する必要があります。

※支給対象期は、起算日から6か月間ごとに区切った期間です。

起算日は、次のようになります。

- ・賃金締切日が定められていない場合は、雇入れ日
- ・賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日
(ただし、賃金締切日に雇入れられた場合は、雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇入れられた場合は雇入れ日)

例：4月1日に中小企業事業主が高年齢者を雇い入れた場合



対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合は、当該支給対象期については原則助成金の支給を受けることはできません。

所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合や週当たりの賃金額が「最低賃金×30時間」を下回る場合には、支給額が減額されます。また、対象労働者が支給対象期（第1期）の初日から1か月以内に離職した場合にはこの助成金の支給を受けることはできません。

※主要要件を記載しています。詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」
 沖縄労働局 HP 「助成金について」
 パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内(詳細版)